

## 三の丸尚蔵館の今後の管理・運営の基本的在り方

令和4年8月23日

宮内庁・文化庁

### 1. これまでの経緯

- 皇室から国への美術品類の御寄贈を契機として平成5年に開館した三の丸尚蔵館は、これまで宮内庁が管理し、収蔵品の保存・公開にあたってきました。
- 平成30年の宮内庁三の丸尚蔵館収蔵品の保存・公開の在り方に関する有識者懇談会では、皇室に受け継がれた貴重な美術品類の発信を充実させ、国内外の多くの方々への公開を進めるとともに、調査研究と保存管理の一層の充実を図る観点から、展示スペース・収蔵スペースの確保や運営体制の強化等を図るべきとの提言が行われました。これを受けて、令和元年度より宮内庁が新施設の建設工事を開始し、令和8年の全館開館を目指し工事を進めています。
- また、この建設工事の期間を活用し、国内外の方々に皇室ゆかりの優れた作品を御覧いただけるよう、文化庁と宮内庁が連携し、国立博物館等における展示・公開を進めてきました。  
令和2年12月には、地方展開を加速させるための強化策を内閣官房・宮内庁・文化庁・観光庁・総務省のワーキングチームでとりまとめ、令和3年度から、全国各地にて、毎年度4ヶ所以上で展覧会を開催しています。  
令和3年9月には、貴重な収蔵品の価値を国民に分かりやすく示すため、国宝・重要文化財の指定を行ったところです。

### 2. 今後の管理・運営の基本的在り方

- このように、三の丸尚蔵館は、皇室と文化の関わりの発信の充実、国内外の多くの方々への公開や地方展開などを進めており、今後もそのような観点から館の管理・運営の充実を図ることが求められています。
- これまで、地方展開などの事業をともに進め、宮内庁と文化庁との協力関係が深まっていく中で、今後、新たに開館する三の丸尚蔵館の管理・運営の充実を図るためには、以下のような方向で臨むことが重要との認識が醸成・共有されました。

1. 三の丸尚蔵館の収蔵品を末永く大切に保管し、調査研究を進めるとともに、より多くの方々に親しんでもらえるよう活用の充実を図ること
2. 展示スペース等が大幅に拡充されるのを機に、文化財の保存・活用や博物館の運営について専門的知見を有する(独)国立文化財機構に同館の管理・運営を移すとともに、収蔵品は文化庁が管理すること
3. 同館の管理・運営にあたっては、収蔵品が皇室から御寄贈いただいた品々であること及び施設が皇居内に立地することを踏まえ、宮内庁、文化庁、(独)国立文化財機構が緊密に連携すること

○ このことを踏まえ、今後の三の丸尚蔵館の管理・運営の基本的在り方について、このたび、下記のとおりとりまとめました。これに基づき、更に詳細な検討を行い、準備を進めてまいります。

## 記

### (1) 管理・運営の移管

宮内庁から(独)国立文化財機構へ、三の丸尚蔵館の管理・運営を移管する。また、同機構の主務大臣である文部科学大臣は、適切な管理・運営のため中期目標を変更し、これを指示する。

### (2) 移管の時期

令和5年秋に第Ⅰ期棟が開館予定であることを踏まえ、令和5年10月1日に移管する。

### (3) 三の丸尚蔵館の役割

三の丸尚蔵館は、皇室に受け継がれた文化財について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行う。なお、事業の実施に当たっては、宮内庁・文化庁との連携協力を行う。

### (4) 収蔵品の取扱い

三の丸尚蔵館の収蔵品は、令和5年10月1日に宮内庁から文化庁に管理換した上で、文化庁から(独)国立文化財機構に無償貸与し、三の丸尚蔵館で一体的に受け入れる。

なお、宮殿等での使用については、宮内庁、文化庁、(独)国立文化財機構で調整し、適切に対応する。

(5) 施設の取扱い

第Ⅰ期棟については、令和５年１０月１日に、国から(独)国立文化財機構へ出資する。

第Ⅱ期棟（令和７年度完成予定）については、宮内庁にて工事を進め、完成後に、国から(独)国立文化財機構へ追加出資する。

(6) 皇居の管理・警備との関係

館の管理・運営にあたっては、(独)国立文化財機構は、皇居としての品位の保持に留意するとともに、皇居東御苑の管理や皇居の警備に関し、宮内庁等と十分に調整を行う。

(7) 三の丸尚蔵館の開館準備有識者会議の開催

三の丸尚蔵館の第Ⅰ期棟開館に向けた展示、調査研究、収蔵品管理、管理運営等に関する専門的な観点からの意見を聴取するとともに、全面開館に向けた論点を整理するため、「三の丸尚蔵館の開館準備有識者会議」を開催する。

(8) 地方展開の推進等

建設工事期間中の令和７年度までの間、全国各地で毎年度４ヶ所以上の展覧会を実施する。全館開館以降の地方展開については、開館後の管理・運営状況を踏まえて、適切に行っていく。

また、文化庁は、三の丸尚蔵館の収蔵品の価値をわかりやすく示していくため、引き続き、収蔵品の調査研究を進め、国宝や重要文化財の指定を進める。